

法人に関わる主要手続き

登記変更後の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
手続き完了後に個別手続き開始

- ※1) ※マイナンバーと基礎年金番号が結び付いている場合には、届出の必要はない
- ※2) 「事前確定届出給与を定めた株主総会等の決議をした日」または「職務の執行を開始する日」のいずれか早い方から1か月を経過する日もしくは、「会計期間開始日から4カ月を経過する日」のうち、いずれか早い日

登記申請に関連した各種手続きの流れをまとめたシートです。

シーン	期限	登記 法務局	税務				労務			その他
			国税 税務署	地方税		住民税	社会保険 (健保・年金) 年金事務所	労働保険		
				都道府県 都税事務所	市町村 法人住民税課	市町村 住民税課		労災保険 労働基準監督署	雇用保険 ハローワーク	
会社設立	—	登記申請(設立)								
	特になし		源泉所得税の納期の特例に関する承認申請書							
	速やかに		消費税の新設法人に該当する旨の届出書							
	1か月以内		給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出書	法人設立届書						
	2か月以内		法人設立届書		法人設立届書					
	3か月以内		青色申告の承認申請書							
本店移転	2週間以内	登記申請								
	速やかに		・異動届出書 ・消費税異動届出書							
	5日以内					健康保険・厚生年金保険 適用事業所所在地名称変更(訂正)届				
	10日以内			法人の名称 変更等の報告			労働保険名称、 所在地変更	雇用保険事業主 事業所各種変更届		
	30日以内				法人の設立(設置) 変更等申告書					
	1か月以内		給与支払事務所等の 開設・移転・廃止の届出							
	翌月10日					特別徴収義務者の所在地・ 名称変更届出書				
増資	2週間以内	登記申請								
	速やかに		異動届出書							
	10日以内			法人の名称 変更等の報告						
	30日以内				法人の設立(設置) 変更等申告書					